

第6章 推進体制の整備

本章では、本計画策定後における地域福祉施策の進行及び、計画を推進する体制整備について示します。

1. 市民参画による計画の進行管理

本計画では、第1章で述べたとおり市民の参画に重点を置いた策定体制をめざし、地域福祉コミュニティ会議、地域福祉市民会議、岐阜市地域福祉計画策定委員会が設置され、この枠組みの中で市民との協働により計画の策定にあたってきました。

本計画策定後は、これを最終的にとりまとめた岐阜市地域福祉計画策定委員会を計画の進行管理を行う機関「岐阜市地域福祉計画推進委員会」として位置付けます。

また、地域福祉市民会議を改めて地域福祉を推進するための組織として位置付け具体的な活動内容を検討していくなど、今後は本計画を発展的なものにしていくために、継続的に開催していきます。

【岐阜市地域福祉計画推進委員会の役割】

施策の内容について、質などの向上を図るために評価を行い、情報公開をしていく中で、計画が目指すべき方向に進んでいるかをチェックしていきます。

目標指標などの達成度から施策効果についての検証を討議します。

進行管理、施策効果の検証の討議から、新たな施策提案、若しくは施策の見直しについて、市に対して提言します。

【計画策定後の地域福祉市民会議の役割】

地域福祉活動計画策定の取り組みと連携し、地域福祉を推進する具体的な市民活動のあり方について検討し、広く紹介していきます。

地域福祉推進を支援する具体的な行政施策について検討し、市に対して提言します。

計画の進行に伴い、見直しについてその案を適宜検討、計画素案を作成していきます。

2. 市民、事業者との連携の推進

民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会支部、青少年育成市民会議、ボランティアやNPOなどの活動団体や社会福祉法人などの民間事業者と連携を図ることは地域を活性化させるために重要であり、これらは貴重な社会資源と言えます。

また、こうした活動者(団体)同士の連携、さらには地域住民それぞれに助け合い・支え合いを広げていくことが地域の貴重な財産となります。

本計画は、その財産を増やすために市民が自ら取り組むべきこと、それを支援するための方策が述べられています。そうした市民の取り組みが今後の地域の基盤となり、活性化につながります。

市民、事業者、行政それぞれの多様な連携を図り、地域福祉を推進していきます。

3. 市社会福祉協議会との連携による推進

本計画の計画目標を達成するためには、地域活動への幅広い市民参加をはじめとして、市社会福祉協議会が中心的な役割を担うことが期待されます。

本計画の中でも、市社会福祉協議会が取り組まなければならない施策が多くあり、協働して進める必要があります。

特にボランティア活動に関しては、市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に取り組む必要があるなど、市社会福祉協議会が活動の中心となり、各事業を推進していくことが期待されます。

そうした中で市社会福祉協議会は、地域福祉を推進するにあたって本計画と対をなす、地域福祉活動計画を2004(平成16)年度に策定する予定です。

今後は、市社会福祉協議会と連携を一層深めながら、各事業を推進していく体制を整備します。

4. 庁内関連機関との連携による推進

本計画は、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる保健福祉のマスタープランとして位置付けられています。

そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に進める必要があり、本計画の庁内組織である地域福祉計画策定推進プロジェクトを、庁内の総合調整を行う横断的な組織として位置付け、評価を行います。

評価については、本市の「事業評価システム」を活用し、目標をどれだけ達成したか、今後どう事業を展開していくべきか等の事後評価を行い、施策や新規事業等に

その結果をフィードバックさせます。

また、実効性のある計画とするため、今後見直しが行われる関連計画については、本計画との整合性を図りながら計画を策定し、関連する計画とともに、円滑な推進に努めます。